

品質管理

秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書[R3.4.1以降適用]

品質管理 目次

秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書[R3. 4. 1適用]

1 管布設工（開削）	1
2 管推進工	6
3 シールド工	8
4 マンホール設置工	9
5 ます設置工	11
6 下層路盤	13
7 上層路盤	14
8 アスファルト安定処理路盤	16
9 アスファルト舗装	16

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認													
1	管渠材料	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法および外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○													
			形状・寸法(カラーおよびゴム輪を含む)	JSWAS A-1による																	
	管布設工	開削	外圧強さ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。								
検査項目	判定基準																				
管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。																				
管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。																				
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。																				
	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、負圧試験、耐薬品性試験およびビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○													
	管渠材料	開削	寸法	JSWAS K-1による																	
			引張試験		<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っすぐ</td> <td>実用上、真っすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。		
検査項目	判定基準																				
有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)																				
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。																				
割れ	割れないこと。																				
ねじれ	著しいねじれがないこと。																				
管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																				
実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。																				
			扁平試験																		
			負圧試験																		
			耐薬品性試験																		
			ビカット軟化温度試験																		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認								
1	管渠材料 管布設工 開削	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、負圧試験、耐薬品性試験およびピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○								
			寸法	JSWAS K-13による					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っすぐ</td> <td>実用上、真っすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ
検査項目	判定基準															
有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)															
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。															
割れ	割れないこと。															
ねじれ	著しいねじれがないこと。															
管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。															
実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。															
	管渠材料 管布設工 開削	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、外圧試験、耐薬品試験、耐酸試験および水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○								
寸法			JSWAS K-2による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真っすぐ</td> <td>実用上、真っすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
検査項目	判定基準															
有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。															
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。															
管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。															
実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。															

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認								
1	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験耐薬品試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験および対候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○								
			寸法	JSWAS K-14による												
	管渠材料	必須	引張試験													
	管渠材料	必須	偏平試験													
	管渠材料	必須	水圧試験													
	管渠材料	必須	偏平負圧試験													
	管渠材料	必須	耐薬品性試験													
	管渠材料	必須	環境応力き裂試験													
	管渠材料	必須	熱間内圧クリープ試験													
	管渠材料	必須	ピーリング試験													
	管渠材料	必須	熱安定性試験													
	管渠材料	必須	融着部相溶性試験													
	管渠材料	必須	対候性試験													
	管渠材料	必須	外観・形状および寸法	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法および外圧強さ、水密性、耐酸性試験および吸水性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○								
	管渠材料	必須	外圧試験	JSWAS K-11による												
	管渠材料	必須	水密性試験													
	管渠材料	必須	耐酸性試験													
	管渠材料	必須	吸水性試験													
	管渠材料	必須	管軸方向のひび割れ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
検査項目	判定基準															
管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差支えない。															
管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。															
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。															
	管渠材料	必須	管周方向のひび割れ													
	管渠材料	必須	管端面の欠損													

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認									
1	管渠材料 Ⅷ 下水道用ボックス スカルバート	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法および外圧強さ、コンクリート圧縮強度試験、曲げ強度試験および接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○									
			形状・寸法	JSWAS K-12、					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひび割れ</td> <td>強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。	滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。	端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。
検査項目	判定基準																
ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。																
滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。																
端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。																
	管渠材料 Ⅷ 下水道用ダクタイル 鋳鉄管	必須	原管	JSWAS G-1による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法、引張試験、硬さ試験および水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○									
			内装						<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原管</td> <td>クラック</td> <td>クラックがないこと。</td> </tr> <tr> <td>湯境</td> <td>湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td>鑄巣</td> <td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完成管</td> <td>モルタルライニング</td> <td>有害なひび割れは、ないこと。 管の受口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は、実用的に滑らかであること。</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	原管	クラック	クラックがないこと。	湯境	湯境がないこと。	鑄巣
検査項目	判定基準																
原管	クラック	クラックがないこと。															
	湯境	湯境がないこと。															
	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。															
完成管	モルタルライニング	有害なひび割れは、ないこと。 管の受口内面にモルタルが付着していないこと。 表面は、実用的に滑らかであること。															
	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。															
			外観	目視による													
			形状・寸法	JSWAS G-1による													
			引張試験														
			硬さ試験														
			水圧試験														

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認												
1	管渠材料 管 鋼管	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質、非破壊又は水圧および塗装等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○												
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅰ類の規定による。																
			成分・機械的性質	※ JIS G 3443 JIS G 3452																
			非破壊又は水圧																	
			塗装																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原管</td> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に、両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有害な欠陥</td> <td>甚だしい接合部目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td> </tr> <tr> <td>完成管</td> <td>塗装および覆装</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目		判定基準	原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。		両端は管軸に対して直角	実用的に、両端面は管軸に対して直角であること。		有害な欠陥	甚だしい接合部目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。		仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。	完成管	塗装および覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。
検査項目		判定基準																		
原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																		
	両端は管軸に対して直角	実用的に、両端面は管軸に対して直角であること。																		
	有害な欠陥	甚だしい接合部目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																		
	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。																		
完成管	塗装および覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。																		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
2	管渠材料	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度および水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法（カラーおよびゴム輪を含む）	JSWAS A-2又はA-6による				
	管渠材料	必須	外圧強さ					
			コンクリートの圧縮強度 水密性					
	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。（管種の確認を行う） (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、扁平試験、負圧試験、耐薬品性試験およびビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-6による				
	管渠材料	必須	引張試験					
			扁平試験					
	管渠材料	必須	負圧試験					
			耐薬品性試験					
	管渠材料	必須	ビカット軟化温度試験					
	管渠材料	必須	検査項目	判定基準				
			有害な傷	管の強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差支えない。）				
	管渠材料	必須	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。				
			割れ	割れないこと。				
	管渠材料	必須	ねじれ	著しいねじれがないこと。				
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。				
	管渠材料	必須	実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認																			
2	管渠材料	必須	原管	JSWAS G-2による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。(管種の確認を行う) (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 原管、内装および外装における形状・寸法については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○																			
			内装																								
			外装	外観	目視による																						
				形状・寸法	JSWAS G-2による				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">検査項目</th> <th style="width: 50%;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 517 564 573" rowspan="3">原管</td> <td data-bbox="564 517 719 573">クラック</td> <td data-bbox="719 517 1099 573">クラックがないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 573 719 629">湯境</td> <td data-bbox="719 573 1099 629">湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 629 719 685">鑄巣</td> <td data-bbox="719 629 1099 685">手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 685 564 741" rowspan="3">完成管</td> <td data-bbox="564 685 719 741" rowspan="3">モルタルライニング</td> <td data-bbox="719 685 1099 741">有害なひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 741 1099 797">管の受口内面にモルタルが付着していないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 797 1099 853">表面は実用的に滑らかであること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 853 564 909">塗装</td> <td data-bbox="564 853 719 909">異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td> <td data-bbox="719 853 1099 909"></td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	判定基準	原管	クラック	クラックがないこと。	湯境	湯境がないこと。	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。	完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。	管の受口内面にモルタルが付着していないこと。	表面は実用的に滑らかであること。	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。	
				検査項目	判定基準																						
			原管	クラック	クラックがないこと。																						
				湯境	湯境がないこと。																						
				鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。																						
			完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。																						
					管の受口内面にモルタルが付着していないこと。																						
表面は実用的に滑らかであること。																											
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																										

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	
3	管渠材料ハシールド工事用標準コンクリート系セグメントV	必須	形状・寸法および外観	JSWAS A-4による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等がないこと。	(下水道協会規格) (1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組および性能についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			水平仮組検査						
		性能検査	単体曲げ試験						
			継手曲げ試験						
			ジャッキ推力試験						
			つり手金具引抜き試験						
					〔外観検査〕 (1) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2) 形状・寸法、水平仮組および性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(下水道協会規格外) (1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組および性能についてはセグメント500リング及びその端数に1回行う。			
3	管渠材料ハシールド工事用標準鋼製セグメントV	必須	材料検査	JSWAS A-3による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害な曲がり、そり等がないこと。	(下水道協会規格) (1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接および水平仮組についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3) 性能検査は設計図書の定めによる。		○	
			形状・寸法および外観検査						
			溶接検査						
			水平仮組検査						
		性能検査	ジャッキ推力試験						
			単体曲げ試験						
					〔外観検査〕 (1) 有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組および性能に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(下水道協会規格外) (1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組および性能についての検査は1工事中1回行う。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認										
4	マンホール設置工	必須	外観	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験および側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○										
			形状・寸法	JSWAS A-11による														
			軸方向耐圧試験		<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は、平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は、平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。			
検査項目	判定基準																	
有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。																	
滑らかさ	側塊には、粗骨材が突出していたり、抜出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。																	
端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。																	
端面の形状	側塊の端面は、平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。																	
			接合部の水密性試験															
			側方曲げ強さ試験															
			コンクリートの圧縮強度試験															
		必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。	(下水道協会規格) (1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験および耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○										
		寸法・構造	JSWAS G-4による															
			材質試験															
			荷重たわみ試験															
			耐荷重試験															

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認						
4	マンホール設置工	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害な割れ、破損等が無いこと。 品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	外観検査は、全数について行う。 (1) 芯材 JIS G 4303-SUS403 (SUS403, SUS304)、JIS G3507 (SWRCH12R, SWCH12R)、JIS G3539 (SWCH12R) の規格に適合すること。 (2) 被覆材 耐食、耐薬品性に優れたポリプロピレン樹脂被覆したものとする。		○						
			形状・寸法											
			材質											
	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、荷重試験、負圧試験、耐薬品性試験およびビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○						
		寸法	JSWAS K-9による											
		引張試験	(内ふたは、JSWAS K-7、防護ふたは											
		荷重試験	JSWAS G-3による)											
		負圧試験												
		耐薬品性試験												
		ビカット軟化温度試験												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のもは差支えない。)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のもは差支えない。)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。
検査項目	判定基準													
有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のもは差支えない。)													
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。													
割れ	割れがないこと。													
ねじれ	著しいねじれがないこと。													

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認							
5	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、荷重試験、負圧試験、耐薬品性試験およびピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○							
			寸法	JSWAS K-7による					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
検査項目	判定基準														
有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)														
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。														
割れ	割れないこと。														
ねじれ	著しいねじれがないこと。														
	ます設置工		引張試験	(防護ふたは)											
			荷重試験	JSWAS G-3、立上り部は、JSWASK-1による)											
			負圧試験												
			耐薬品性試験												
			ピカット軟化温度試験												
	管渠材料	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 検査項目および判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、荷重試験、耐薬品性試験および荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○							
	ます設置工		寸法	JSWAS K-8による					<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。
検査項目	判定基準														
有害な傷	マンホールの強さ、水密性および耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差支えない。)														
滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。														
割れ	割れないこと。														
ねじれ	著しいねじれがないこと。														
			引張試験	(防護ふたは、)											
			荷重試験	JSWAS G-3による)											
			負圧試験												
			耐薬品性試験												
			荷重たわみ温度試験												

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
5	管渠材料	必須	外観・形状 寸法 荷重たわみ試験 耐荷重試験 材質試験	目視による JSWAS G-3による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験および材質試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認									
6	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正CBR30%以上（クラッシュ鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 東北地方・・・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・・・40cm	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満	○									
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○									
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			○									
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下			○									
			道路用スラグの呈色判定	JIS A 5015	呈色なし			○									
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	○											
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模・小規模</td> </tr> <tr> <td colspan="2">γ dmaxの93%以上 (管理下限値)</td> <td>×10 95%以上 ×6 96%以上 ×3 97%以上</td> </tr> </tbody> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模・小規模	γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		×10 95%以上 ×6 96%以上 ×3 97%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1孔）。 ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○
			個々の測定値		測定値の平均値												
		中規模以上	小規模	中規模・小規模													
		γ dmaxの93%以上 (管理下限値)		×10 95%以上 ×6 96%以上 ×3 97%以上													
		砂置換法（JIS A1214）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">γ dmaxの85%以上 (管理下限値)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上	γ dmaxの85%以上 (管理下限値)		—	○				
個々の測定値		測定値の平均値															
中規模以上	小規模	中規模以上															
γ dmaxの85%以上 (管理下限値)		—															
ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	○												
その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	○											
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満	○										
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			○										
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		<ul style="list-style-type: none"> ・確認試験である。 	○										

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
7	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満	○		
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上			<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグおよびHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照				○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下			<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、鉄鋼スラッグには適用しない。 	○	
			鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし			<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグおよびHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 	○	
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下			<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグおよびHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 	○	
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)			<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 	○	
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上			<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグおよびHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121			50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整およびセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 	○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定	JIS A 1122			20%以下		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績表等による確認																					
					個々の測定値	測定値の平均値																								
7	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模以上・小規模</td> </tr> <tr> <td colspan="2">γ_{dmax}の93%以上 (管理下限値)</td> <td>×10 95%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>×6 95.5%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>×3 96.5%以上</td> </tr> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上・小規模	γ_{dmax} の93%以上 (管理下限値)		×10 95%以上			×6 95.5%以上			×3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1孔) 小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上 小規模工事とは、1層あたりの施工面積で2,000㎡未満 	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足してはならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする。 							
			個々の測定値		測定値の平均値																									
			中規模以上	小規模	中規模以上・小規模																									
			γ_{dmax} の93%以上 (管理下限値)		×10 95%以上																									
					×6 95.5%以上																									
		×3 96.5%以上																												
粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.36mmふるい±15%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">測定値の平均値</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.36mm×3 ±8.5%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">×6 ±9.5%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">×10 ±10%以内</td> <td></td> </tr> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上	2.36mmふるい±15%以内			測定値の平均値			中規模以上			2.36mm×3 ±8.5%以内			×6 ±9.5%以内			×10 ±10%以内			<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) 小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 			
個々の測定値		測定値の平均値																												
中規模以上	小規模	中規模以上																												
2.36mmふるい±15%以内																														
測定値の平均値																														
中規模以上																														
2.36mm×3 ±8.5%以内																														
×6 ±9.5%以内																														
×10 ±10%以内																														
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">75μmふるい±6%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">測定値の平均値</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">中規模以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">75μm×3 ±3.5%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">×6 ±4.0%以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">×10 ±4.0%以内</td> <td></td> </tr> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模以上	75μmふるい±6%以内			測定値の平均値			中規模以上			75μm×3 ±3.5%以内			×6 ±4.0%以内			×10 ±4.0%以内						
個々の測定値		測定値の平均値																												
中規模以上	小規模	中規模以上																												
75μmふるい±6%以内																														
測定値の平均値																														
中規模以上																														
75μm×3 ±3.5%以内																														
×6 ±4.0%以内																														
×10 ±4.0%以内																														
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288			6下層路盤に準ずる。	同左																						
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215			1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		観察により異常が認められたとき。																							
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		観察により異常が認められたとき。																							

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
8	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる							
9	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400㎡未満)		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		
			その他	必須	フィラーの塑性指数試験			JIS A 1205	PI:4以下	○
					フィラーのフロー試験			舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下	○
					フィラーの水浸膨張試験			舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下	○
					フィラーの剥離抵抗性試験			舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下	○
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94			水浸膨張比：2.0%以下	○				
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110			SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○				
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121			すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	○				
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定	JIS A 1122			損失量：12%以下	○				
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126			軟石量：5%以下	○				
	針入度試験	JIS K 2207			舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○				
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3	○						
	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3	○						
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○						
	引火点試験	JIS K 2265-1, 2, 3, 4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	○						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																
9	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400㎡未満)	○																
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○																
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○																
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○																
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○																
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○																
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	<table border="1"> <tr><th colspan="2">個々の測定値</th></tr> <tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">2.36mmふるい±12%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">測定値の平均値</td></tr> <tr><td colspan="2">中規模以上・小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">2.36mm×3 ±7.0%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×6 ±7.5%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×10 ±8.0%以内</td></tr> </table>	個々の測定値		中規模以上	小規模	2.36mmふるい±12%以内		測定値の平均値		中規模以上・小規模		2.36mm×3 ±7.0%以内		×6 ±7.5%以内		×10 ±8.0%以内		・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	
			個々の測定値																					
			中規模以上	小規模																				
			2.36mmふるい±12%以内																					
測定値の平均値																								
中規模以上・小規模																								
2.36mm×3 ±7.0%以内																								
×6 ±7.5%以内																								
×10 ±8.0%以内																								
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	<table border="1"> <tr><th colspan="2">個々の測定値</th></tr> <tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">75μmふるい±5%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">測定値の平均値</td></tr> <tr><td colspan="2">中規模以上・小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">75μm×3 ±3.0%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×6 ±3.5%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×10 ±3.5%以内</td></tr> </table>	個々の測定値		中規模以上	小規模	75μmふるい±5%以内		測定値の平均値		中規模以上・小規模		75μm×3 ±3.0%以内		×6 ±3.5%以内		×10 ±3.5%以内		○					
個々の測定値																								
中規模以上	小規模																							
75μmふるい±5%以内																								
測定値の平均値																								
中規模以上・小規模																								
75μm×3 ±3.0%以内																								
×6 ±3.5%以内																								
×10 ±3.5%以内																								
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	<table border="1"> <tr><th colspan="2">個々の測定値</th></tr> <tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">±0.9%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">測定値の平均値</td></tr> <tr><td colspan="2">中規模以上・小規模</td></tr> <tr><td colspan="2">×3 ±0.50%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×6 ±0.50%以内</td></tr> <tr><td colspan="2">×10 ±0.55%以内</td></tr> </table>	個々の測定値		中規模以上	小規模	±0.9%以内		測定値の平均値		中規模以上・小規模		×3 ±0.50%以内		×6 ±0.50%以内		×10 ±0.55%以内		○					
個々の測定値																								
中規模以上	小規模																							
±0.9%以内																								
測定値の平均値																								
中規模以上・小規模																								
×3 ±0.50%以内																								
×6 ±0.50%以内																								
×10 ±0.55%以内																								
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○																				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認										
9	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">個々の測定値</th> <th>測定値の平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中規模以上</td> <td>小規模</td> <td>中規模・小規模</td> </tr> <tr> <td colspan="2">γ dmaxの94%以上 (管理下限値)</td> <td> ×10 96.0%以上 × 6 96.0%以上 × 3 96.5%以上 </td> </tr> </tbody> </table>	個々の測定値		測定値の平均値	中規模以上	小規模	中規模・小規模	γ dmaxの94%以上 (管理下限値)		×10 96.0%以上 × 6 96.0%以上 × 3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1孔）。 ・小規模以下の工事：1工事あたり1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が3孔に満たない場合でも、最低数を3孔とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積および厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 	
			個々の測定値		測定値の平均値													
			中規模以上	小規模	中規模・小規模													
			γ dmaxの94%以上 (管理下限値)		×10 96.0%以上 × 6 96.0%以上 × 3 96.5%以上													
温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。													
外観検査（混合物）	目視		随時															
その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線ごと200m毎に1回														